

民事信託契約サポートサービス

「**認知症**」という言葉に不安を覚える方は、一度ご確認ください!!



認知症になってしまうと、夫婦であろうと、お子さんであろうと

- ✓ お金を引き出すことができない
- ✓ 介護費用に充てるために、自宅を貸したり売ることができない
- ✓ 収益・賃貸物件の管理ができない

という問題が発生してしまうことをご存知ですか？

民事信託制度の流れと当事務所のサービス内容

1 民事信託の設計 (認知症発生前の事前対策)

ご家族関係や財産状況に応じて、必要な対策や手順は異なります。お元気なうちにご家族のお話を伺い、ご希望に沿った財産管理方法や誰に財産を遺すのかヒアリングの上、ご提案いたします。

2 推定相続人の調査・必要書類の収集

信託手続きにおいて、本人が亡くなった際の相続人は誰か、相続分はどのくらいあるか確認するため、戸籍収集と相続関係説明図を作成します。また、手続きにあたって必要な書類を収集いたします。

3 相続税シミュレーション (相続税診断)

信託について専門性の高い税理士をご紹介します。将来、相続税がかかる可能性があるのか、かかる場合の対策方法を、メリット・デメリットを含めてご提案いたします。

4 ご家族との調整 (推定相続人との利害調整)

柔軟に内容をつくるのが可能なので、本人の想いをご家族に伝える場が必要になります。家族会議の場をセッティングし、家族の同意を得られるようしっかりとご説明させていただきます。

5 信託契約書作成 (信託契約内容の検討、草案作成)

信託契約は、決められた条項や内容を守らなければ想定外の問題が発生する可能性があります。お客様ごとに信託契約の内容が異なるので、ご家族にあった信託契約書案をご提案いたします。

6 公証役場手続対応 (信託契約書が有効に作成されるための手続き)

信託契約書を公正証書等で作成させていただきます。公証役場からの信託契約書作成の文案打ち合わせ、文案の変更指示の対応や立会いなど信託契約公正証書等の作成に必要な手続きを代行します。

7 税務署申告手続対応 (アパート等収益物件をお持ちのお客様)

家賃収入など信託財産の収益の額が年間3万円以上ある場合には、毎年1月31日まで信託計算書を税務署へ提出する必要があります。お客様の顧問税理士への説明や信託について専門性の高い税理士をご紹介します。

8 信託口座開設 (受託者個人の資産と分別するための手続き)

受託者は信託財産と個人の財産をわけて管理する義務があります。近年広まった民事信託制度に伴い、金融機関にて口座開設・融資ができるかどうかなど、金融機関での手続きをサポートします。

民事信託契約サポートサービス

民事信託を考える場合の3つのメリット

1 権利はそのまま！ 名義だけ変更！

認知症、病気、判断能力低下など、所有者に何かあると不動産の売却や活用、相続対策ができません。権利は移動せずに財産の名義のみを信頼できる家族に変更することでそれらを可能にする制度が「民事信託」です。

2 成年後見人制度を使わずに親の財産管理ができる！

成年後見人制度は、手続きが煩雑なうえ、本人のためにしか財産を使うことができないという制約があります。親が元気なうちに信頼できる家族との間で信託契約を締結することで、ご家族だけで財産管理を柔軟にすることが可能です。

3 贈与税、不動産取得税などの税金はかかりません！

民事信託は「権利はそのまま財産の名義だけの変更」される制度です。信託した財産から発生する権利や利益は全て本人のものとする信託契約により名義をご家族に変更しても贈与税、不動産取得税などの税金はかかりません。

民事信託業務の料金

サービス内容	信託財産の評価額	手数料	内容
コンサルティング + 契約書案作成 (税別)	3,000万円以下	評価額 × 1.0% (最低額20万円)	◎登記事項証明書、固定資産評価証明書等の収集
	3,000万円超5,000万円以下	20万円 + 評価額 × 0.5%	◎相続人の調査・確定作業（戸籍調査収集・相続関係説明図作成）
	5,000万円超 1億円以下	50万円 + 評価額 × 0.3%	◎信託設計コンサルティング ◎信託契約書案作成
	1億円超	80万円 + 評価額 × 0.1%	◎公証役場への立会い ◎信託口座開設の手続き ◎信託導入後のメンテナンス

【民事信託設計コンサルティング費用】

例) 4,000万円の場合 20万円 + 4,000万円 × 0.5% = 40万円
8,000万円の場合 50万円 + 8,000万円 × 0.3% = 74万円

【民事信託サポートサービスのモデルケース】

例) 自宅及び金銭の信託の場合…信託財産が約5000万円（自宅3000万円と金銭2000万円）と仮定
①信託設計コンサルティング費用 45万円（税別） + 調査費用実費約2万円（登記事項証明書、戸籍謄本等）
②信託契約書（公正証書）の作成 公証役場費用約5万円
③信託登記（固定資産税評価額3000万円） 8万円（税別） + 登録免許税12万円 **合計 約72万円（税別）**

※手続きに必要な書類一式を収集、作成します。

※ご相談や提案を当事務所で行うことができない場合には、ご自宅や施設への出張も可能です。

出張が必要な場合は、日当として半日の場合は1万円、1日の場合は2万円をいただきます。

※相続税シミュレーション、税務申告手続き等は別途費用が必要です。

※上記報酬のほかに別途登録免許税等の実費が必要です。



司法書士法人 ADVANCE
アドヴァンス

【鹿島事務所】 鹿島市大字納富分2615-3 TEL0954-63-9565
【佐賀事務所】 佐賀市城内2-9-28 5-D TEL0952-22-0076
【武雄事務所】 武雄市武雄町大字昭和19-4 TEL0954-26-0588